

総 第 1 3 号
令和6年1月31日

大野市教育委員会 様

大野市長 石山志保



市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する協議について

地方自治法第180条の2の規定により、市長の権限に属する事務の一部を、下記のとおり貴委員会へ委任し、及び貴委員会の職員をして補助執行させることについて協議します。

記

1 委任する事務の一部改正

改正後	改正前
(教育委員会に委任する事務)	(教育委員会に委任する事務)
1 地域子ども・子育て支援に関する事務	1 地域子ども・子育て支援に関する事務
2 子ども・子育て支援事業計画に関する事務	2 子ども・子育て支援事業計画に関する事務
3 児童手当に関する事務	3 児童手当に関する事務
4 子ども医療に関する事務	4 子ども医療に関する事務
5 地域子育て支援センターに関する事務	5 地域子育て支援センターに関する事務
6 要保護児童対策地域協議会に関する事務	6 子ども家庭総合支援拠点(要保護児童対策を含む。)に関する事務
7 こども家庭センターに関する事務	7 子育て世代包括支援センターに関する事務
8 保育所及び認定こども園に関する事務	8 保育所及び認定こども園に関する事務
9 児童館に関する事務	9 児童館に関する事務
10 児童デイサービスセンターに関する事務	10 児童デイサービスセンターに関する事務

2 新たに補助執行させる事務

母子保健の向上に向けた措置に関する事務

3 参考資料

大野市教育委員会に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則(案)

(案)

大野市規則第 号

大野市教育委員会に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則

大野市教育委員会に対する事務委任に関する規則（令和3年規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(教育委員会に委任する事務) 第2条 市長は、次に掲げる事務を教育委員会に委任する。 (1) 地域子ども・子育て支援に関する事務 (2) 子ども・子育て支援事業計画に関する事務 (3) 児童手当に関する事務 (4) 子ども医療に関する事務 (5) 地域子育て支援センターに関する事務 (6) <u>要保護児童対策地域協議会に関する事務</u> (7) <u>こども家庭センターに関する事務</u> (8) 保育所及び認定こども園に関する事務 (9) 児童館に関する事務 (10) 児童デイサービスセンターに関する事務	(教育委員会に委任する事務) 第2条 市長は、次に掲げる事務を教育委員会に委任する。 (1) 地域子ども・子育て支援に関する事務 (2) 子ども・子育て支援事業計画に関する事務 (3) 児童手当に関する事務 (4) 子ども医療に関する事務 (5) 地域子育て支援センターに関する事務 (6) <u>子ども家庭総合支援拠点（要保護児童対策を含む。）に関する事務</u> (7) <u>子育て世代包括支援センターに関する事務</u> (8) 保育所及び認定こども園に関する事務 (9) 児童館に関する事務 (10) 児童デイサービスセンターに関する事務

附 則

(案)

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(市長の権限に属する事務の一部を議会事務局長、消防長及び委員会等の事務を補助する職員に補助執行させる規則の一部改正)

2 市長の権限に属する事務の一部を議会事務局長、消防長及び委員会等の事務を補助する職員に補助執行させる規則(昭和58年規則第15号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項に次の1号を加える。

(7) 母子保健の向上に向けた措置に関する事務

第5条第7項中「第6号」を「第7号」に改める。